

## 保険証廃止に伴う今後の取扱いについて

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より健康保険証の発行（新規及び再交付）が廃止され、同日以降は、原則健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード「マイナ保険証」により、医療機関等を受診していただくこととなります。

この取り扱いに関しまして下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 資格情報のお知らせ等

厚生労働省の通達に基づき、令和6年10月12日時点の全加入者に対しまして、「**資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い**」（別添1）を作成し、10月28日に事業主様に送付いたします（任意継続加入者の方にはご自宅に送付いたします）。これは、加入者ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握し、保険給付費等の請求など円滑な諸手続きに活用していただくものとなっております。

また、当組合において登録している個人番号の下4桁をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただき、マイナンバーカードを保険証として安心してご利用いただくことを目的としております。

なお、令和6年10月13日から12月1日までに保険証を交付した加入者には12月中の発送を予定しております。

#### 2 資格確認書

令和6年12月1日以前に交付した「健康保険証」は経過措置として、令和7年12月1日までの一年間ご利用いただけますが、その後は利用できないことから、マイナンバーカードを取得されていない等「マイナ保険証」の利用が出来ない方については「**資格確認書**」を交付しますので、これにより受診していただくこととなります。

様式等については詳細が決まり次第おってご連絡させていただきます。

#### 3 その他

今後の事務につきましては、保険証廃止に向けた事務スケジュール（別添2）をご参照ください。

111-222-33

事業所 1234  
〇〇〇〇株式会社  
所属 人事部  
記号番号 1234-0000  
氏名 健保 太郎 様

#0001

〇〇〇〇健康保険組合  
保険者番号：06130000  
〒999-9999  
東京都●●区●●町0-0-0  
電話番号 03-0000-0000

## 資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	0000	番号	00000000	枝番	00
氏名	健保 太郎				
フリガナ	ケンポ タロウ				
負担割合	3割				
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日				
保険者名	〇〇〇〇健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次の通りですのでご確認ください（12桁のうち下4桁のみ表示）。

万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。

\*\*\*\* \*\* 6825

### 資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行  
〇〇〇〇健康保険組合  
保険者番号：06130000

記号 0000 番号 00000000 (枝番) 00  
氏名 健保 太郎  
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

↑ここを下に折り曲げてはがしてください。

上のカードをはがしてご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

# 保険証廃止に向けた事務スケジュール

1. 健康保険証について

令和6年12月2日以降の受付は発行不可。交付済みの保険証は経過措置として、廃止後1年間使用できる（令和7年12月1日まで）。

2. 資格確認書について

マイナ保険証による保険診療が受けられない加入者（マイナカード未取得者、マイナ保険証未登録者、マイナカード紛失、更新中の者等）に対し、保険診療が受けられるように交付する。

3. 資格情報のお知らせ

マイナ保険証保有者が自身の資格（記号番号等）を把握するために交付。令和6年10月までに交付するものは、マイナンバー収録内容の確認も目的のひとつ。

